

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.6
【根拠条文】	法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	株式会社豊田自動織機 取締役社長 伊藤 浩一
【住所又は本店所在地】	愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地
【報告義務発生日】	2025年5月15日
【提出日】	2025年5月16日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アイチコーポレーション
証券コード	6345
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京・名古屋

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社豊田自動織機
住所又は本店所在地	愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1926年11月18日
代表者氏名	伊藤 浩一
代表者役職	取締役社長
事業内容	自動車（車両・エンジン・カーエアコン用コンプレッサー）、産業車両、織維機械等の製造・販売

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	経理部財務室 河合 翠
電話番号	(0566)22-2511

(2)【保有目的】

政策投資（取引関係の維持・発展）。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	13,820,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 13,820,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		13,820,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年5月15日現在）	V	74,570,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		18.53
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		42.15

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
2025年5月 14日	株券（普通株 式）	9,092,100	12.19	市場外	処分	株式会社アイ チコーポレー ション	1,283
2025年5月 15日	株券（普通株 式）	17,608,900	23.61	市場外	処分	伊藤忠商事株 式会社	1,345

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、伊藤忠商事株式会社との間で、2025年3月19日付で株式譲渡契約を締結し、提出者が保有する発行者の普通株式のうち17,608,900株を2025年5月15日付で譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）を合意しておりましたが、同日付で本株式譲渡を実行しております。なお、提出者は、当該株式譲渡契約において、本株式譲渡の実行日から2年間、提出者が保有する発行者の株式等につき、伊藤忠商事株式会社の事前の書面による承諾なく、第三者に対し、譲渡、担保提供その他の処分（以下「譲渡等」といいます。）をしない旨を合意しております。但し、かかる譲渡等の制限は、(i)発行者、提出者及び伊藤忠商事株式会社の間で2025年3月19日付で締結した業務提携契約が提出者に帰責性のない事由により終了した後に行われる譲渡等、又は、(ii)当該譲渡等直後の提出者の発行者における議決権割合が20%以上となる譲渡等には適用されません。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	2,422,931
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	2,422,931

（注）処分した株券等がある場合、処分前の1株券等あたりの取得価格（平均）を算出し、当該価格に処分した株券等の数を乗じた額を差し引く方法により計算しております。

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地